# 鹿児島県歴史資料センター黎明館 所蔵品目録(II) 文書

Catalogue of Collections ([]) Documents Section Kagoshima Prefectural Museum of Culture REIMEIKAN 1985

鹿児島県歴史資料センター 黎明館

## 鹿児島県歴史資料センター黎明館 所蔵品目録(II) 文書

Catalogue of Collections (II) Documents Section Kagoshima Prefectural Museum of Culture REIMEIKAN 1985

鹿児島県歴史資料センター 黎明館

### はじめに

鹿児島県歴史資料センター黎明館に収蔵・ 展示する資料の収集については、県民の皆様 や県外にお住まいの本県出身の方々などの積 極的な御協力により、現在約4万点の資料を 収蔵しています。

ここに、あらためて皆様の御協力に対し厚 く御礼申し上げます。

当館の資料については、広く県民や関係者の方々に活用されることを願って、本年度は昨年度の「美術・工芸」の部に引続き、「文書」の部の所蔵品目録第2輯を発行することにしました。

黎明館が所蔵している文書資料は、幕末・明治維新期に活躍した郷土の人々の文書が中心をなしていますが、中世にさかのぼる文書も多く含まれています。

この目録が、地域文化の向上のための一助 になれば幸いです。

昭和60年3月

鹿児島県歴史資料センター 黎明館 館長 新 納 教 義

### 凡例

- 1、この目録は黎明館が昭和59年12月末現在で収蔵している文書資料について収録したもの で、寄託品は除いた。
- 2. 資料の並べ方は、原則として年代順に行い、一括して所蔵しているものについては家ごとにまとめた。
- 3、資料の記載は、番号、資料名、数量、摘要、年代、大きさ、受入年・方法、台帳番号等 とした。
- 4. 資料の大きさは、センチメートル単位とし、縦×横を記した。
- 5、史料写真は、資料の中から適宜に抽出し、解読文をつけた。解説文の漢字は多く当用漢字に、変体仮名も平仮名に改めた。
  - 6、この所蔵品目録に記載した以外に「歴史」の部等に分類されている文書もあるが、それ については後日発行する予定である。

### 目 次

はじ	めに
凡	例
史料	写真・解読文1
所蔵	文書目録113

### 史料写真·解読文

	and the same of th		1.11-71-21-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		The same of the same
1	関東下知状	36	小枝三郎敦康申状	71	西郷隆盛書簡
2	関東下知状	37	川上久国書状	72	三条実美書簡
3	渋谷重村著到状	38	諏訪兼清書状	73	三条実美書簡
4	渋谷重村著到状	39	町田久倍寄進状	74	岩倉具視書簡
5	関東下知状	40	島津久慶書状	75	岩倉具視書簡
6	渋谷重□寄進状	41	肝付久兼書状	76	木戸孝允書簡
7	六波羅御教書	42	島津久元書状	77	木戸孝允書簡
8	渋谷静重譲状	43	島津忠広書状	78	伊藤博文書簡
9	六波羅御教書	44	坪付	79	伊藤博文書簡
10	渋谷重頼外四名連署紛失証状	45	伊勢貞昌書状	80	小松带刀書簡
11	後醍醐天皇綸旨	46	北郷久加外二名連署状	81	税所篤書簡
12	渋谷典重軍忠状	47	喜入忠続書状	82	嵯峨実愛書簡
13	雑訴決断所牒	48	白尾国長書状	83	真木和泉書簡
14	雑訴決断所牒	49	喜入忠政書状	84	黒田清隆旅行顧書
15	渋谷定円外六名連署和与状	50	平田宗張書状	85	勝海舟口上書
16	足利尊氏感状	51	泊如竹書状	86	松方正義書簡
17	渋谷宗真同日一筆譲状	52	島津義久書状	87	井上馨書簡
18	渋谷宗真同日一筆譲状	53	島津義弘感状	88	大山巌書簡
19	渋谷重興軍忠状	54	島津家久書状	89	大隈重信書簡
20	沙弥定円外二名連署譲状	55	島津家久書状	90	奈良原繁書簡
21	渋谷重興軍忠状	56	島津家久書状	91	伊東祐亨書簡
22	鎮西御教書	57	島津家久書状	92	小牧昌業書簡
23	一色直氏奉書	58	島津家久書状	93	鮫島尚信書簡
24	足利直冬軍勢催促状	59	止宿村方江申渡書	94	伊地知貞馨書簡
25	足利直冬感状	60	除証文	95	森有礼書簡
26	渋谷重興軍忠状	61	証文	96	中井弘書簡
27	渋谷重勝避状	62	書物	97	町田久成書簡
28	修理権大夫奉書	63	知行名寄帳	98	瀬脇寿人書簡
29	足利義詮御感御教書	64	御役人辞令	99	山県有朋書簡
30	渋谷重門証状	65	知行高目録	100	西郷従道書簡
31	散位某施行状	66	葛城彦一書状	101	高崎正風書簡
32	貞継書状	67	税所敦子書状	102	寺島宗則書簡
33	沙弥行智譲状	68	大久保利通書簡	103	重野安繹書簡
34	女房奉書	69	大久保利通書簡	104	東郷平八郎書簡
35	近衛信尹書状	70	西郷隆盛書簡	105	私学校欠席届
				2.0	

右、任亡父明重法師弘長三年正月

廿三日譲状、可令領掌之状、依仰

 $(34.0 \times 43.5)$ 

下知如件、

文永四年六月十六日

例因为是对于東水後都

次了个領事 之状如你

年プラープ目

左京権大夫平朝臣(花押)

-1-



=

関東下知状(中世一三)

可令早平重村領知相摸國吉田庄

- 2 -

相摸守平朝臣(花押

前武蔵守平朝臣(花押)

可令領掌之状、依仰下知如件

正應元年六月廿七日

右任舎兄重継弘安九年六月八日避□

副田村起上名字堺事

龜石・土師谷兩村

薩摩國入来院内

上深谷郷内田在家、

美作國河會郷口

美作國河會鄉一分地頭遊谷五郎

四郎重村、 依朝原八郎事令参路

以此旨可有洩御披露候、

恐惶謹言、

四月廿一日

進上

御奉行所

平重村

承了(花押)

作以以了一方法的在方法管理 中部京村你朝在八部事 之后路 以外国行金で了が以后を立 四十八日 (35.0×48.0)



美作國河□郷地頭澁谷五郎

候、 四郎重村、 以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言、 依朝原八郎事令参洛

進上 四月廿一日 御奉行所

平重村

承候了(花押)

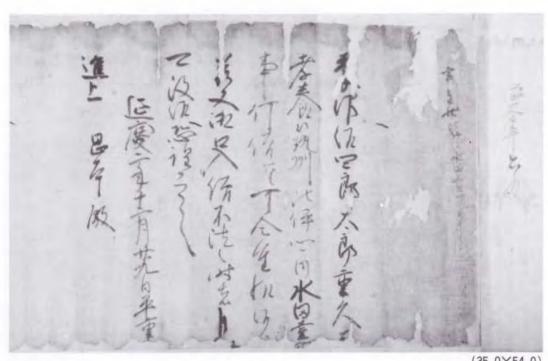
で月サ (35.0×40.0)

が後年を	中知好	者早守先例可致沙汰走	可見以 代赞制的	
A	after to	AL AL		

(35.0×56.0)

Л	
関	
東	
下	
知	
1	
中	
世	
-	

武威宇平明五('它甲)	相摸守平朝臣(花押)	乾元ミ年十二月廿三日	下知如件、	者、早守先例可致沙汰之状、	右以亡母藤原氏遺領、所被配	寺田庄半分臺此內伍分事	可早以 【



(35.0×54.0)

六

渋谷重□寄進状(中世一一三)

「寄進状比伊郷水田壹丁事」

進上 岡本殿

延慶二年十二月廿九日 平重□ 可改候、恐惶謹言、

若又御口入僧不法之時者自口

孝養筑州比伊郷内水田壹町

何僧仁も可令進給候口

蒙仰候四郎太郎重久□

, , 19					-		
	91	え	1	y	1	4.1	
本		三年:	核	通る	月鮮	人人	**
5 5 6		万九	12	物件	1	中	4年
4.	法	たる	13	拉	不必分	多能	3.
	奥:	心質	1	9	危	2	通
6. 51	4	AD	17	教犯	200	平約	到

 $(35.0 \times 46.0)$ 

安東二郎兵衛入道殿

遊谷平六殿

□ | 有餘之上、所勞危急云×、 | □ | 國□野保一分地頭江見新

左近将監(花押)

□詞、可被注申也、仍執達如件、

□歯、云病躰、加検見載起

元亨二年三月九日

譲
15
3
_

尼教阿所

(35.0×46.0)

紀分伏にみえたり四至堺者孔子第三分	野新庄立江内	
り三	ドー	E E

右所者、後家分として知行すへし、但

永代、無相違可令領知者也、若新田出来之 期之後者、重知・重文・乙童女三人等分二、限

其沙汰をいたすへき状、為向後状如件、 仍仏神事、関東御公事等、先例にまかせて 時者、

重知三分二、重文三分一を分領すへし、

おあるなどとうてあいましせ

配りばそうち

一切しなる金の金文上童三人等人

元亨二年八月十八日 静重(花押)

でもまからかこををといまり領すへ

それずあますて何から あである

の作事 明年の不事、友例は

するないとうないののはれるへ

うながられいとのなるころろう 在まの事は

元章三年八月八日 整奏

8

一乙童女一期之程ハ、岡の菅三郎入道在家田畠等を 領知すへき者也 同月 日(花押)

 $(35.0 \times 51.0)$ 

状具書如此、 親經 範平以下輩違 度以加下知之處、 勅狼藉 事 不承引、 重訴 重

追出名主宗元・重延以下、 致追捕狼藉云文、

実否、 犬甘彦六郎相共莅彼所、 載起請詞可被注申也、 見知狼藉之 仍執達

如件

正中二年三月廿三日

前越後守(花押 左近将監(花押)

學一年三月十二日

0



 $(35.0 \times 48.0)$ 

山海荒野八等分三方御使分帳事、

去文保二年焼失之時、彼正文粉失候

阿波國大野新庄内北方田畠在家

其子細候、仍連署状如件 正慶元年八月 日

之由承候异、御尋候之時者、

可申

願證(花押)

定意(花押

定秀(花押)

定阿(花押

重頼(花押

遊谷平三重宗



短者、 定者、 定者、 定者、 不可有相 定者、 不可有相

式部大丞(花押)

遊谷九郎平典重謹言上

身暇為令上洛、恐さ言上如件、 于今所令延引也、早依傍例、任忠功、下賜 當所御下向之間、為令言上事由、 具被見知异、 条、武藤筑後孫次郎并 對馬左近将監 右合戦之時、於所以戦場、 欲早且依傍例、 身暇企参洛、令言上子細、今年五月 廿五日合戦抽忠勤子細事、 元弘 三年 仍雖可令参訴、 八月 且任忠功、 日 勵随分忠節之

-12-

33.0 × 44.0)

居屋敷田畠在家立野、美作國 河會庄十町南村内土志谷村田 畠在家、薩摩國入来院中村 内副田村田畠在家等事、 在、當知行不可有相違者、以牒、 建武元年六月三日少判事中原朝臣

(花押)

雑訴決断所牒(中世一二三)

雜訴決断所口

相摸國吉田上庄上深屋村内北

=

# 匹 雑訴決断所牒(中世一二四)

雜訴決断所牒 美作國平野村内色田壹町事

當知行不可有相違者、 建武元年十月八日 右大史安倍(花押) 牒送如件、以牒、

正二位藤原朝臣(花押) 正二位藤原朝臣(花押 少判事兼左衛門少尉中原朝臣(花押

明法博士兼右衛門大尉中原朝臣(花押 前丹後守大江朝臣(花押)

式部権大輔藤原朝臣(花押 從三位平朝臣(花押)

右中弁藤原朝臣(花押)

-14-

 $(35.0 \times 65.0)$ 

海谷平二重八到十五季月一市南京應度以

京村科

各八君至九切场市公然时代等相持国方国生的大作生

在家山 阿波国大野新庄内八分壱 遊谷平六重氏今者女子等与同重躬子息彦次郎重時外 尾屋 一弟鬼益丸相論 野等事 敷田畠立野、 重氏跡所領等相摸国吉田庄内上深屋 美作国河江庄内龜石·土師谷田畠 薩摩国入来院內下副田村田 山野 畠

等餘流 随而 違乱 吉田 右所言者、為重氏死去之跡間、 通不残、 行申者也 一位御牒 付女子方异、 重躬子息鬼益丸所令拝領令旨御牒等正文 於致沙汰者、 女子方令渡進早、 仍為後代龜鏡 、所詮 以和与之儀、至永代、子言孫合止彼所含望上 此上為後證 以一族一同之儀、被經 若猶以後日、 和与之状如件、 鬼益丸雖帯大塔宮令旨 一族等所令加連署之判形也 云重躬子息 上裁 罪 科可

右所者為南於死去之法而聖藏月無痛大路官人多开 古田一体所性のからラばる水水をはして町では上秋 五利付女子并此上為法院一限事一万人心事是為敢

在我出事事

门院国文科封法门人,还清隆重全情以下别四帮奉 一年秋田台三門本は国いて言い題を一か公田南山門

建 武元年十二月十九日

は打中書、公石ほど施徒なしが、村

重数包年 生用十九,

内外室 平重清遊 本館院长数以方四月一八人湯行日 上数那八不

直をはよっ十八次近年老摘以及しと下的を見

西南市的を見るという可人科は入り一件はます

鬼益丸代藤原家綱 (花押

沙弥定重(花押

重文 (花押

躬 (花押 重親

(花押

沙弥定圓 重 房 (花押 (花押

-15-

(花押)



可有恩賞之状如件、 澁谷九郎重興軍忠神妙、 建武三年九月三日

まほりて知行相違あるへからす、 右のところく ゆ つりあたふ所領の事 所さつまのくにたきのこほりの内田地壱丁ゆくた 所同國三根西郷内ひんかし津ならひにいつミの空閑 所肥前國佐嘉下領内与賀り貳坪壱丁、同十壱坪 壱丁、 のこる一分と兩所の田地屋敷等ハ、且おきふミをまほり、且代えの 庚太田り拾貳坪八段井 屋敷壱所号 開賀法橋本給也 什陸坪壱丁、 又貳段同所并屋敷壱所二郎かその也矣、 いましめを存知して、 子息九郎重興に譲給へし、壱分をハ女子王壽にゆつり給へきなり、 事、抑當所におきてハ壱期知行の後ハ、三分二 わけて、一分をハ 女子平氏法名ところに 石江り廿貳坪壱丁、蘇宜り九坪壱丁、吉田り 永代ゆつりわたすところ也、 庚太田貳坪七反三丈、 宗如か心にまかせてゆつるへき也矣 仍讓状如件 由比り廿四坪壱丁、 おきふミを

まかん ありおきなってすめはがは 一下回風三程あい出りく 不北高国佐都下以南五里了南外天十同中天時 外 作品にようないうねらいのはころとりをいすと のころしてあたいのれるあまいるですりとはまりりを作り 女陵神を丁以外田素は いっとうというさんとりの内田にそする 多年成熟了人 又他一我家好人既并在歌与江东西山安城我不敢 原水をひ一丁三日 あくれてきまれてきるとれるでは 所がのか 後道一九件不丁音明 三大海沿りや田叶子 づける らいちは宝田  $(35.0 \times 40.0)$ 

康永参年二月三日 沙弥(花押)

(編奏書) 「重興」

八

渋谷宗真(重棟)同日一筆譲状(中世一三一)

譲与 所領事

三分一き期の後ハ永代領知すへき也、一所、肥前國三根西郷のうち東津・泉空閑在筑前國驛家村内光清名号、地頭職保子九郎重興所分

譲状如件、

「ますの後の外代報知は、きせ
にあらん仁にゆつるへし、仍後證
宗真か子孫中に志あらん仁にゆつるへし、仍後證
でいるととして、永代所譲与也、奉公のあとをおひて、
養子として、永代所譲与也、奉公のあとをおひて、

康永参年二月三日 沙弥(花押)

遊谷九郎重興申

事



為備後訴龜鏡 合戦忠節上者、 庭兒嶋谷峯城、 去八月廿七日、 康永四年九月三日 承了(花押) 預御一 粗言上如件、 致 同廿八日 御目前 見 於薩摩國

# =

田丁 筑前國相良郡內下長尾水田貳 · 集段同刑部次郎屋敷云: 所領事 若王丸所

御公事者、 相傳之間、 右所領者、 任先例、可令勤仕之状如件 養子若王丸所讓与也、 依為弘安合戦勲功、令 至諸

尼 顯 重 ICA 勝(花押)

貞和三年三月六日

沙弥定圓(花押)

首原者依為記事合教 · 如

田法区同刊部次外產數

統心图相及然内下老兄水田或

若王九一所

相傳之可養をよる九石凍之至法 貞和三十三月二日 及題

 $(30.5 \times 42.0)$ 

渋谷重興軍忠状(中世一 三四)

遊谷九郎重興申軍忠事

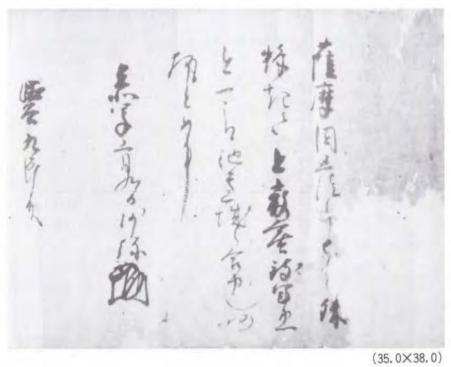
爲備後證、 紫原後卷、 野本孫七同時合戦之間、令存知者也、 仍郎徒藤四郎額切疵被疵畢、 無勢 同六日卯尅、熊野海賊以下数千人、海陸共寄來之間、 城之間、 於貞和三年五月十九日夜、 捨身命防戦、 六月三日最初馳越東福寺、 恐ふ言上如件 一族相共及散之合戦早、 剰凶徒等数輩、 薩州魔嶋院御敵等、 此等子細、 令打取追返了 然早預御一見状 相待御方軍勢之處 次同九日相向 御祗人 忍取濱 雖爲 崎

承了(花押

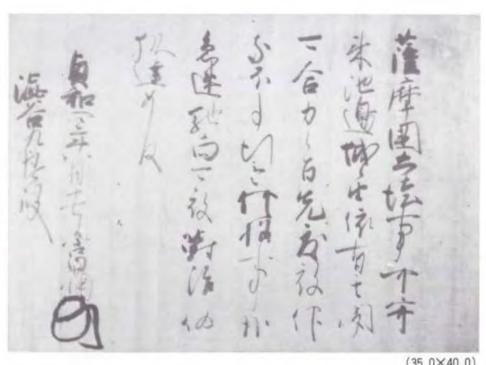
村自己一十五月十五月十五人東衛門東衙門中歌上至河流 改三一六月子家的歌就幸福寺柳传乃丁车號之家 門六日引動此門海野小数十八次所云等本之河西西 好本起七月時令歌二百个 在一方人以內古桐田 仍然後職事級如前被追弄學子何所行 以是不信意一度初云及教·合家之 越界液内公太 優九张守点生 年本子 ち伤後代れてころい 防即却 是工数草人方引班你  $(29.5 \times 49.5)$ 

薩摩國凶徒

殊



執達如件、 且可有池邊城之合力也、仍 蜂起云~、且厳蜜致軍忠 貞和四年二月九日 澁谷九郎殿 沙弥(花押)



(35.0×40.0)

貞和四年八月十七日 遊谷九郎殿 宮内少輔(花押)

急速馳向、 可被對治、 仍 處不事行云公、 可合力之旨、 来池邊城之由、 薩摩國凶徒事、

何様事哉、

先度被仰 依有其聞、 可寄

執達如件、



 $(16.0 \times 20.5)$ 

真和六年十一月卅日(花押) 如件、

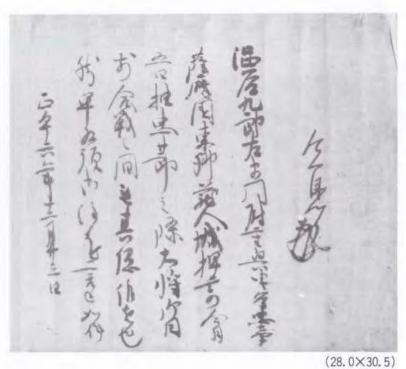
急速馳参、可致忠節之状為奉息兩殿御意、所打立也、



 $(28.5 \times 41.5)$ 

辦参之条、尤神妙也、 動参之条、尤神妙也、 真和七年五月廿五日(花押)

令一見了(花押



然早爲預御注進、 五日抽忠節之條、大将御目 前合戦之間、 薩摩國東郷蔵人城押寄、 遊谷九郎左衛門尉重興申軍忠事 正平六年十二月廿三日 無其隠候者也 言上如件、 今月

内陸町所避渡也、 給旱、任定円·顯心讓状、拾町分 亡父定圓存生之時、 筑前國早良郡比伊鄉下永尾事, 仍為後日状 重勝安堵申

遊谷九郎左衛門尉殿 観應三年四月十九日

巨文定園なけて対東勝あ場中

内陸町万座は七のち込日状

一人仅定囚麵心意以放町方

をもう大生開刊

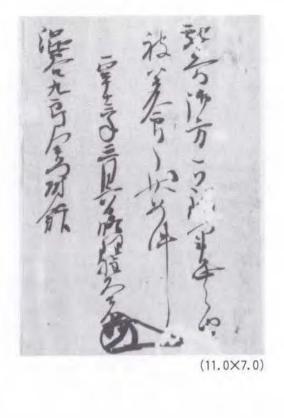
飲食三年一月九日 市陽

統尤風中な動け伊マヤ本をす

 $(35.0 \times 36.0)$ 

如件、

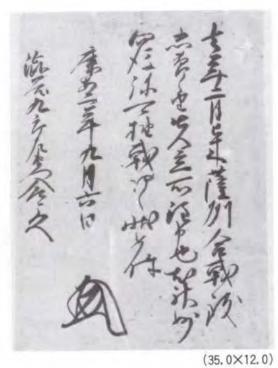
重勝(花押)



馳参御方、可致軍忠之由、

被聞食之状如件、

遊谷九郎左衛門尉舘 正平十三年三月六日 修理権大夫(花押)



向後弥可抽戦功之状如件、 忠節之由、 去年二月已来、薩州合戦致 遊谷九郎左衛門入道殿 康安二年九月六日 先立所注申也、 尤神妙、

四五)

三

仍為後日状之如件、 子。孫。無他妨可有知行候 世与牟礼兩村事、 被譲与候事承候异、随而至 貞治貮年五月八日 自定円

左衛門尉重門(花押

· 本·经全吃好可有东行。版 仍后波口状心件 世与年礼在村李一月度回 真治武行五月八日 在国人朱茂 中村  $(35.0 \times 34.0)$ 



攝津守之状如件、 閑兩村事、 肥前國三根西郷内東津・泉空 重可被沙汰、 中田民部大夫入道殿 康應元年十二月十七日 任先度安堵之旨、 付下地於遊谷岡本

 $(32.3 \times 40.0)$ 

齋藤左衛門大夫殿

国多村本はもる本はる古

散位(花押



(31.0×41.0)

中田殿 卯月廿九日 披露候、 歎申候、 候者、 佐賀下庄之内本領安堵事、 澁谷攝津守申、 畏入候、 恐惶謹言、 任理非預御成敗 肥前國 以此旨可有御

貞継(花押)

壹

濱三郎次郎男一類 宮太郎男妻夫同一類 一人 三郎童 人 弥六男 所従等 力寿丸所

水引三郎妻夫同一類

人

初次郎童

人 安房男

迄于子 。孫 。可令服仕之状如件、 右奴原者重代相傳下人等也、 嘉曆二年二月四日 沙弥行智(花押) 而任彼讓状之旨

人三事童一人物次事童家太多男妻天同事一人 安房男

八六男 水八声事史同一奏

古权不者を代相信下人をとっては流水 这一百二年一十一根何一次的 高唐二年二月で日 内府的家母

 $(30.0 \times 32.7)$ 

-33-

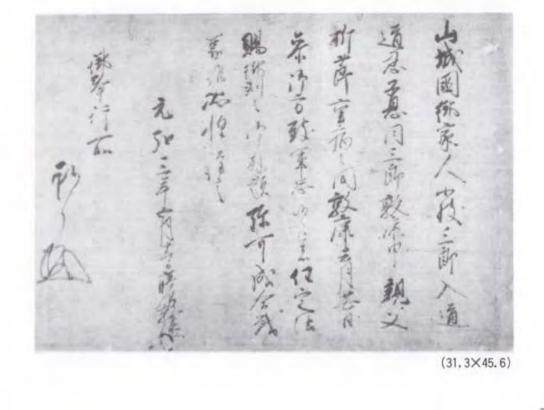
此二まな 女房奉書(曽木文書——) 折 御ふミのやう まいらせ候 てもの御局へ まいらせ 御たのむの ひろう 申入 たく めてたく めてたさ このよ よく 祝入 心えて られ候



由候、 残をはなし申度候へ共、今朝之 内府此分者 別而 御懇 追《吉事共可承候、 障もあき候まゝ、 七九 まつ帰京候、

岡留左近[

 $(31.0 \times 40.5)$ 



義候、

恐惶謹言、

元弘三年五月十二日藤原敦康

賜御判之御外題、

弥可成合戦

参御方致軍忠候之上者、任定法 折節重病之間、敦康去月廿七日 道忍子息同三郎敦康申、親父 山城國御家人小枝三郎入道

承了(花押

(28.7×41.0)

九月十七日

久国(花押

定多克的引人

同名式部太輔

謹上 川上又左衛門様

猶以彼者事、菩提之

て候間、出家二 召成度候、

 $(30.0 \times 45.0)$ 

指南頼申候 心さし申候様二 御

我等夫婦二 も無事ニ 御無事之由、 一書令啓入候、仍其元 日出度候

不申、 御座候、 御無音一候、 其後状二 ても

然者 **忰者二 罷成候、若輩** 毛利隼人弟、我等 我等被官

和美力な

手習学文御指南 弟子二 召置度候間 被召置候て

にて候間、当分者貴僧

万き指南頼存候 左様二も可申付候 以来出家二も罷成候で 学文二 も心掛候で 様子可申入候、其身 隼人召列参候而

九月十四日 兼清(花押) 恐惶謹言、

-38-

諏訪兼清書状(曾木文書—一三)

頼申候、細さい

乃盖新

 $(28.5 \times 40.5)$ 

永代不可

有断

絶、

其香資、 寶前、

當所麦生田名之内

ケ所葭原之屋敷奉寄附者

奉献

諏方上下大明神御

有

志、

謹

題誠

心

炷

不断香

天正 二八年辰 仲秋廿五日 町 田 为倍(花押) 为倍(花押)

03

久倍息災 当境 無疑、 於後日有疎略之儀者 御當家御武運長久、 證状如件 無事 右所祈意趣者 安穏、子孫繁昌、 衆人快楽者也、 且 者 可其沙汰、 若 Д 者

## 0 島津久慶書状(曽木文書―一六)

不及御報候

到来、令披 刻之御状、今日 夜前亥之 以上、

則御両老へ

 $(30.8 \times 44.9)$ 

當年四月 御談合可申由 御老中衆へ

異国船之 被遺候、然者 申談候、返書

間申事二候、 にてハ無嗜二

恐惶謹言、

七月十二日 久慶(花押

おくれる

之例多多艺

十四日御条書 を以も被

同前二 可被遣時者、 申 下候二付而、 為御心得候、 候間、重而 可被仰遣候、 人 御状 御 御談合

東郷肥前守殿

多国家と

相良土佐守殿



筆致啓達候

 $(30.8 \times 54.2)$ 

御座 先以 次貴樣弥御堅固 益御機嫌能被 恐悦奉存 上き様方 成 候

御座候半与 御役儀御免許 之至存候、 . 珎重

以後、

以参ゆる

Ł

光陰を御過し被成

様成儀ともに

7

押移。 可得御意与 存候得共、 近比御無音之至 終二 何 無其儀、 内 角と 3

をこそ御友と被成候

んと察存申

候

申

候哉、

定而

書

物

詰申候 成ほと達者ニ 毎日 村 尾殿も 1参會 被相 T

仕

恐 暑氣甚敷御座 爱元太平, 惶 期後音之 可得御 謹 言、 当時 意 候

事茂此節者

私

高輪御屋敷へ

相

相 六 月 良 九日子 源 Ti 大き御中人を御門様 久主兼殿 花 押

旅を被勤候故

萬端不勝手之 夫種さ之 共有之候

事共二 大笑いたし 御 座 申 任候, 貴 様

事共

有之候

itti

(32.8×46.3)

以

付候、各よりも其通 舟へ参合候様申 進候間、於中口 伊兵部少輔殿へ書状 H

船中之飯米、細嶋よ 此中江戸へ相詰候 替罷越候問帰宅、 此御道具衆両人、 1)

恐く難言、 下知候、 為其如此候

越候条、万端可被随 鎌左京進殿迄申 由断有間敷候、樣子 念候、其外諸事之儀

様二可被遺候、其地へ

綾迄之駄賃、例之

御舟未上着候者

十月三日 久元(花押

吉井次郎兵衛尉殿 中原藤左衛門尉殿 平田次左衛門尉殿

御宿所

-42-

前之儀候条、御假屋 被申候、勿論御上

着

掃除已下可被入



被仰付候、

右親子

御供不仕候、随而者大学 御供仕罷下候、就夫 乘舟之儀従家老衆 可被仰越候間、似合之 舟壱艘御賦頼入候、

可相詰由被仰聞、此節 一筆令啓入候、仍而 大坂迄御供之由、 大坂迄御供之由、 土者儀

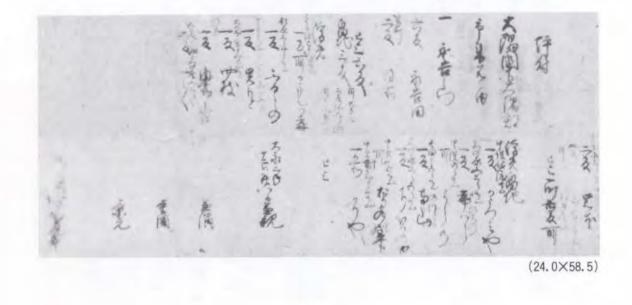
野村三右衛門様 人 を 御中 御入魂所仰候、何樣萬事其元能樣二

旁可申承候、

恐惶謹言

卯月九日 忠廣(花押)卯月九日 忠廣(花押)

付



大永二年 十二月廿八日 兼

景 重 兼 兼 元 周 演 親

尉殿

□ 反 出ノロノまへ 一反 出ノロノまへ むめやふ

四五

已上

即致披

敬白、

奉察候、

尚期後音候、

恐惶

黄門様被成御帰国、

御満足

曲

御意候間、

如斯候、

仍

被仰候、 御快氣候

先従拙者可申達

尤以御直書雖可

御父子御三人様共二 被遊、 御疹候由相聞得候哉、今度 露候、然者 薩州様被成 去月廿九日之尊札、

皆ら

六月廿日

伊勢兵部少輔

玄番頭樣 尊報人る御中



謹言、

如斯候、

恐

可被遣候、 **ゟ以見合、** 

為其

聞得候間、

相應二 其許 番船少之由、其 急度申候、甑之嶋

七月十一日

嶋津弾正 久慶(花押)

川上因幡守

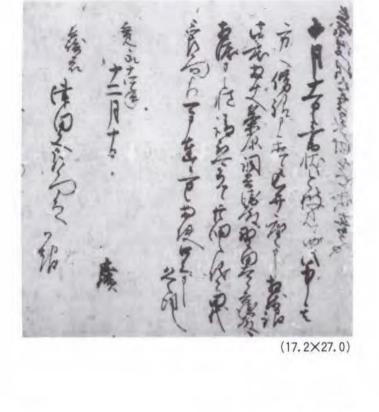
相良土佐守殿

北郷佐渡守

北郷久加外二名連署状(曽木文書―三〇)

四六

四七



津田又左衛門殿 御報

長崎表 寛永十四年

忠續

「長崎借銀返弁皆済之時進上状案文」(端裏書) 三左衛門尉より可申達候、 相渡申候、 此度両使築原調兵衛殿・野田太郎兵衛殿へ 方へ借銀申置候返弁度さ申、 十月十一日之書状令披見候、 慥請取可有候、 万ミ両使口上二 申候 巨細之儀者 仍此中其 相残銀 恐く難言、 田代

(31.9×46.7)

昨日者

被召寄、殊更被為成

碁興行、終日之

遊會、別而大望

辱奉存候、旁以無他事

御心底之程感存候、先御心底之程感存候、先

謹言、

五月初八

八(花押)

白尾金左衛門

りらてい

★ 猿 新介様



(31.8×40.0)

奉待候、恐惶謹言、

目度品物共御座候、

近

しと存候、其外二 も掛御

御光臨候で御覧候得か

方其方江 手本求置候、

被成候由、承及候、珎敷手本此比御手跡御たしなミ

共ハもとめ候哉、いかゝ、此

五〇

猶ら十一日以後何時にても御

貴翰之趣奉申候、

 $(30.5 \times 43.5)$ 

明日御 院参あるへきよし

昨日か 禁中御祈念之

故、禁足仕候間、明日御供仕候事 付 仰出にて候、護广修行候

難成候、 之比より者、何時も可付下候、 十一日迄にて候間、十二三四

此よし申候へく候、

かしく、

乃 回時 章

手カトマリ候て

情之段、 新二右公御念被 過当るる

之由、 可申様無之候 御懇意之

入勧被仰候

もことをはころ

佛起

一個多名

一貫之内が少り

ちま明日は

してきしてとう

在海中了了

THE W

可然之樣御申 何ソ書申候て上せ 被成候而 可給候、 度候へ共、今時分

其地御無事之由、 傳所仰候

 $(30.8 \times 47.7)$ 

儀付、 種き被入御

好事~~

すべらかくるしゃ

御遣し候て 休也江

具堪兵

十二月八日 如竹(花押) 恐惶頓首

川野千介様

ちさりんと

Jan Sold

申候ハゝ、をして上せ 春暖ナリマテ生 無其儀候、来 物ヲ書得不申 可申候

-51-

貫文明解御手 不詳候、 可給候 前隙明申候、

可申伸候間

 $(30.2 \times 46.0)$ 

此儀明春二 御置候様 之由候条、不及是非候 節者飛脚迄二て、可然 嶋之御談合二、先文此 被申付候処、此度鹿児 市来織部佑·税所弥右衛門尉 差上之由相定候間、 合二者、典廐新知行 如承候、於爰許二談 御書面具令披見候

謹言、

令得其心候、

恐惶

極月廿九日龍伯

(花押)

之儀二付、使者を可被

維新老

島津義久書状(曽木文書一八〇)

高老所近之天

いでまるを心

いべいき、いきな

門の後食だけ

サシサなるが

おらしいおものは

便次第可申通候

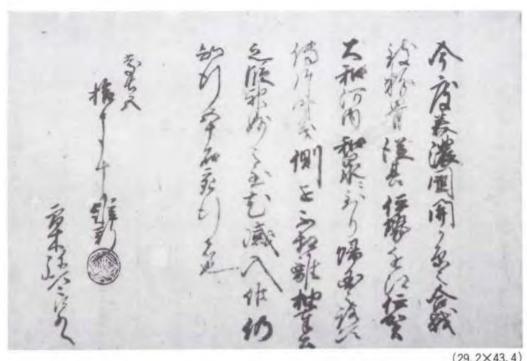
人人人人

代がはましてい

了明 松金餅 技

公"以既於智





 $(29.2 \times 43.4)$ 

致粉骨、

従其伊勢近江伊賀

今度美濃國関か原之合戦

大和河内和泉二

至り帰国之路次

之段、

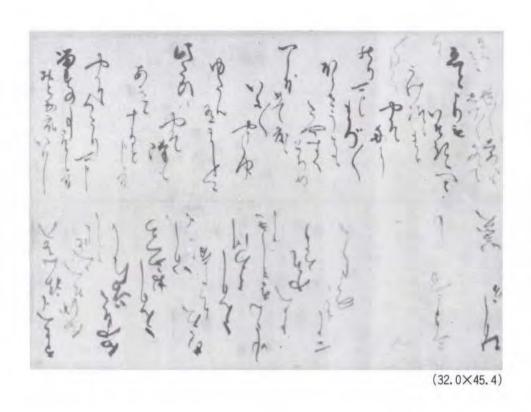
神妙之至尤感入候、仍

傳、片時茂 側を不相離抽奉公

知行五十石宛行者也、

**慶長五** 拾月十日維新⑪ 曽木弥次郎とのへ

留すの事 にて候間 にて候間 申



なく 返/\三ろへも なく 返/\三ろへも なき しけ/\御入候て ゑとよりも 此たひハ ゆたん ゆたん やうしゆ やうしゆ やかて やかて のり可申候 かしく やかて

すると こゝろへ 候て申度候 心やすく 心やすく 思ひ候へく候 おふくろ いもしへ ゆたん有ましき よろつ 心をそへ やかて くたり

-55-

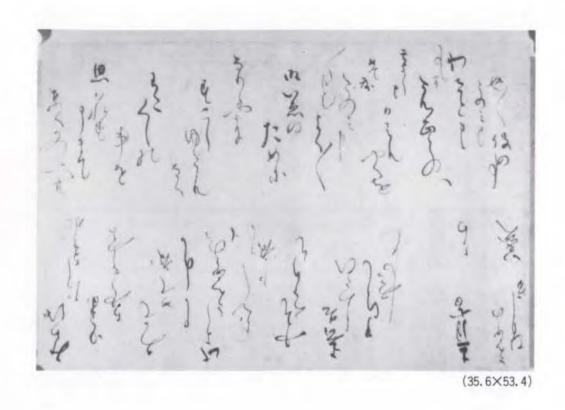
やかて

申候へく候 参候て 卯月十八日 たん正との むもし 中納言

い系久

返/\其よし

むもし	にて候	はかり	思ひやる	あさタ	らんと	なり候	さひしく	さそく人	新さう	事なく候	かハる	こゝ元	たるへく候	御いとま	可申候まゝ	あき	やかて	かしく御ひまも	日光の	申度候申候やうに	せんと	たん正とのへも	
事にて候	はしめさる	いまに		とくしれ申候	申候人も	さやうの事を	かるへく候	心やす	申候	大かた	兵部少へ	うけ給候儀	いつそ	候へく候	おほし	御心やすく	まゝ	くたり可申候	やかて				



事候 わさと申候 なく御入候へ共 たのミ申候 むもしとの 十二月七日 此よし よくく申度候 みちを ちゃうきふに 春はくたり候て まいる やかて 申候へく候 申候事候 めて度 たしなまれ い系久 より かしく

## **无** t 島津家久書状(近世一二一九)

御さ候ハす候

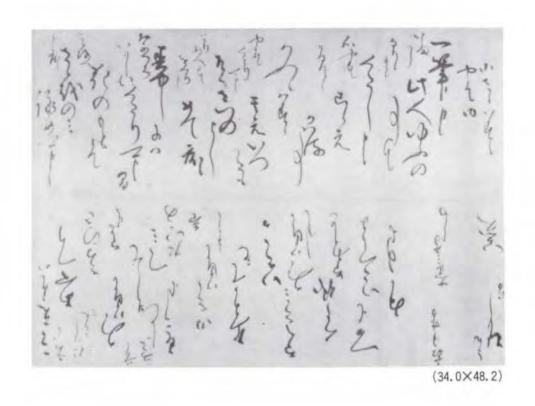
こゝ元にてハ

あやつり

さるひき

入候ハす候

やかて御



とり あへ 中 り 候 申度候へ な かと まり とま いもしへも くたり可申候間 可申候 そくさいの 春中にハ 筆申候 花のもとにて 入候ハす候 くたし申候 さっをのミ 詠め可申候 事候て 此人ゆふの かたも めて度候 かハる 其元いつ こゝ元 よし

たん むもし まいる 霜月廿日 日もいたつらに くう儀 る候事も なにかと

大すミ守 い系久 より

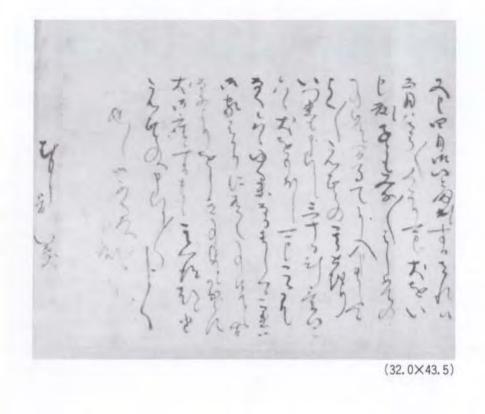
すこしも たいこの なくさミ なにゝても 御さ候 いさゝか 御入候ハす候 ハす候 まっ 事候

又申候、

四月御いとま出候する。されハ

申度候、子ともみな!~はしめての 五月ハさう/くくたり可申候、犬をい

事にて候間、馬てに入申ましく候



たん正とのへ申候へく候、人、 犬御座候するまゝ、其心得尤候由、 なによりをしき事にて候、かならす 候ハゝ、犬をもほし可申候、こゝにて よくく、たん正との其とをり 御家はかりに有之事にて候間 なく候ハゝ、ゆく末なるましく候、これハ いつれも申候へく候、三十日計けいこ 返/〜御ふくろへ申度候、/〜、

むもし まいる いゑ久

## **五 止宿村方江申渡書**(近世—二二)

工場のでは、 ・ は、 ・ がったし、 ・ でるが、 ・ がった。 ・ でき、 ・ がった。 ・ でき、 ・ でき、

to

(25.0×17.0)

止宿村るとは一次書片

るというけってあいる一あをくらなしらって

る後年代でいきたりはなったでしまり

木銭米代を以取極候様相心得可申事、

帳面: 可被成御書載候、此方帳面相除可申候 御座候、 瀬兵衛殿御取次二而、願之通被仰付候二付、手札相慥 尤御法度之宗旨二而 相除申候間、後年宗門手札御改之節其御方 五次右衛門殿家跡養子昨廿三日御用人川上 私弟中村喜藤次二而 以上、 無御座候、 候処二、御親類平田 平田喜藤次 為後日如此

寬延三年午 九月廿四日 平田五次右衛門殿家跡御親類 中村与太夫回

伊勢弥八郎殿

古金十五月六月 そのないないないない をはか

 $(27.0 \times 29.0)$ 

銭拾貫文

御借用仕候儀別条無御座候、 質物 此節諸上納差支、本行之印数 西青戸門之六左衛門 質物為引

 $(24.0 \times 36.0)$ 

仕申候ハ 替私娘す へ差上置可申候間 則六左衛門差立、 御奉公内不埒之儀到来 口入相立証文如是 被召仕可 御難渋口

借主 休 院

御座候、

以上、

掛上為申問敷

右 口同 入 四郎

二四郎

天保六未三日 小山八次郎様

でパメクい

小山 八次郎様

儀も御座 天保十五年 仕候 若至其時かり主より返済 候 15 辰五 為後 月廿五 日 入前 借 状 より 日 如 かり主町之三郎 斯 引 入 請 難 無相違

首尾可

申候、

上之水堀

取

作老斗

牧差立置

別条無御座候、

返済之儀者

来ル九月限

当用二

差迫り、

御借用申

儀

元利堅固首尾可仕候、

尤為質物

銭弐貫文

但利銭壱貫文二

付壱ケ月拾六文ツァ

物

あ とね回

-64-

弥八

(26.0×37.0)

高成六升三合

合权弐表壱斗九升七夕 七升四合

高ニシテ九斗弐升七合八才 西別府村地

同人 金左衛門

田爾田同田縣 五一十一十一 六間間間間間間間間間 五 拾 歩

拾六歩

籾弐升 籾弐升

籾壱升

金左衛門

合籾五升

高ニシテ五升弐合八才

-65-



(16.4×50.2)

74111

御役料高三拾石

候樣被仰付候、 用上休右衛門次罷在 一月廿八日 右之通被仰付、

加判

本田源右衛門

-66-

行為国体

(26.4×84.5)

知行高目録

木田村

中田 三畦七歩 **拟壱表三斗三升三夕四才** 

弥勒中田廿二間半壱反三畦拾七歩

浮免

かるを要なけれるです

安安河东京

る人名がかかか

不成行言要下海性院接

高ニシテ 七斗八合六夕九才 合权壱表三斗三升三夕四才

右知行高岩下法姓院持高 永代買取度、 候処、此節本田源右衛門方江 双方書物を以

柳江 的 也是是

~看文公二年 其月二日

門以外後後後

原用原名

有學記多

けるなる神

枝之些傷

或人男面於等書物表 ると、北方をはるなかって

御役人座任御証文、令支配也

之旨、文久二年戌 六月二日

願被申出、

顯之通御免被仰付

高所即

原田源吾旬

文久二年戌 六月十五日 木佐木新右衛門回

枝元与兵衛回 伊藤弥四郎回 本田源右衛門

籾八表五升せ町十二

腕兵衛

-67-

 $(16.5 \times 59.5)$ 

新春之御 慶無尽期

御安寧御越年

- 珎重之 当

出度申納候、

御全家俗

義奉存候

方無異越

年

祝詞 候問御休意可 永日之時 為可 申 候 述 被下候 如 恐惶謹言 此 御座候 年賀

 $\mathcal{T}_{1}$ 日 葛城彦一

期

田仁之助 様 (花押)

iE.

月 前

可被下 御申聞頼入候、 之儀何篇御頼申 一候、 拙者留守中 A. 毎 月 J. 候間、 宿元 書状登せ候様

宜御取計

四両間二 其趣ラ 申上候、 左右可申遣候間、 以筑前殿にも 将又いそより 片付可申候。 御頼之長刀今日より 夫等之趣も御 追き無事之 も手紙遣申候ハゝ 猶後便可 達

正月九日認書

被下候、

書餘期後便候、

以上、

11]

まついれしそかあ

かっかか

## -68-

## 二 税所敦子書状(葛城文書—二一)

進上いたしまいらせ候、 御引入のよし承り、 被成候事、 御ミまいかた/\一筆申上候 軽少なから、 いのり上候、 御念御入養生被成候やうこと 寒さの折から二も御さ候まゝ、せっかく! しかし此内より少し御不快ニて まつ!〜御障りなく御つとめ 其後ハ御無さた申上候へとも 御召下戴候まゝ、 めて度御ゆつり申上候、まつ! 口上 かすく〜御めて度存上候、 この御さかなま事に人 御ミまいの印迄ニ 八十二さまへ 御あんし申上まいらせ候 御つゝ袖

めて度かしく、

六

大久保利通書簡(大久保文書一六)

両日者

不奉得御意候へ共

無覚束奉存候へ共、御願申上候 御座候、もはや御格護之程 尚ら二金之内二 ても宜敷

愈御清安奉賀候、

扨近比

以紙上如斯、 申上見 自由之義申上兼候得共、 之間無拠 餘押懸之義御座候へ共、 被仰付被下候義相叶ましく也、 候ハゝ、二両丈御借用 当分金子御持合共被為在 候 入用御座候問 尚参拝可 しはし 御願

十二月六日

奉謝候、以上、

治京上の場る るだおあってきる 阿原的人作り 方人がありるな 好自馬家養艺

(15.5×63.0)

朶雲拝見態さ

遠方迄御使難有

奉存候、

急二帰藩

被仰付、

明朝発足

鳥渡御面会申上度ト

不本意なから其儀

存候へ共、

別而いそかしく

之由、 囲碁之御修業被成度 御詠感吟仕候、 吉井等も参居 專要奉祈候、 不相叶候、少多御不快 折角御保養 木場 折角

頓首、

一月廿八日

可申上候、

此旨早く

奉復如此

御座候

帰京之上

御

指

芳翰忝拝誦仕候

等之義、早今御遣被下慥二 陳ハミニヘル銃かれ結

ないとうべるんな 大大傷一年原 ちゃらいのあいかの かん あるかをれ ちまれてずられ ちゃりないあの 花屋女性を味を ころあもろもちん ちゅうなあれるといわ やしないのか おあしてんない コストレスのその大の 日のではなけれかり ちょうかんだ、 (16.0×94.0)

> 当地ニ而ハ早宿等之手当 横浜出帆と之噂! 御座候 模樣申来候、先月廿九日

ミニストルニ ハ近日着坂之 不相分候得共、フロイセン 東下之義何様之御用钦ハ 御受取申上候、将又柴山

申間敷软、いつれ当地ニ而 二八相成居候由御座候、高輪 考居申候、 御談判被成度事と相 合御座候ハゝ、江戸ニ而ハ相調 借地之義ハ右様之振 此段八為御

西鄉吉之助

心得申上置候、

頓首

八月朔日

大久保一蔵様

迚も滞在相調問敷候間、 備後殿丈ケ御滞坂相成 此度着坂相成候人数丈八 ハ皆次第/〜ニ上京被

後藤之引合も可有之候付 間敷哉、左候而 両日中ニハ 仰付候方宜敷ハ有御座

1 日本日本のできた

はいだはまくいとまれ

佐山をおする時をか

本方序生在国内的品

(16.0×68.0)

京をちはみれらんか

北直らしたところしりが

おかいなるまやでい

決議之上ハいつれ成御何二 相成事候付、 相成候而 御決定之御運二 其節ハ太夫御

下坂被成下、御定策を以御跡

奉得御意候、 候付、又以卒度乍略義以書中 何篇都合可宜と愚考仕 之処全御委任被為在候へハ 頓首、

こうからないないないとうとうとう

おうないのとなる

なからりりてもりった五の

ある 事在三方と正文は すめいまるなと 日子子をみる明を記す

しちんちからのはいのろうろ

ではらるりかできまるかは

九月七日

処、大阪二

出張無之而者

過日も御談申候

不相済都合之由 承候

大賀候

伊藤俊助 益清安

秋冷相加候処、

得共、

実ミハ工部省之

 $(17.0 \times 83.5)$ 

得者

同省之收拾甚

ケ敷配慮罷在候、

所詮奉職不仕、左候 存念決心之趣ニて、 内実ハ辞職相願候 事情有之、且後藤も 中も彼是不居合之

方二

仕度候、尤外国行

旁同人転職為致候 伊藤ナラハ必都合も宜、

之義ハ、工部之転任

如此 之上 其辺も諒知有之度 前段之通二御座候問、 いかにも工部省之都合 ifii 候也 仍此段申入度、草〉 更二差支無之義、 使節之員 一被加

筆回答承度候

九月十九日

士

一藩へ御沙汰案

 $(16.0 \times 76.5)$ 

国事御諮詢之思召今般召之義者時之 得を以て大政ニ参展問、三職同様之心

預可致候事、 但参朝規則等ハ追而

鹿香間祗候之事、 可被仰出事、

鹿児島知事着

をはからり 住花 相处則な傷

府者問在係上云

着之上ハ 速ニ 比ニハ 出仕も相整可申 後病気之由、 本文申陳候通之義二 何日

付

被仰付

也

なる時

致度候、 内內御聞繕有之候様 此段も申入候

度候間、所労之都合

七四四

朝之趣、

於香港承知

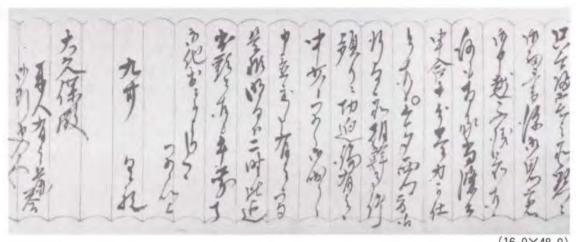
海上平穏御帰

恐悦此事。存候,吾輩

之中ニハ 今八月廿七日同港到着、 然ル処シャンハイノ方廻り 乍惮御放慮被下度候 可申入候 延引恐入存候、委曲安藤より 帰国之事 照候間、少い日限 行二も 屈指企望罷在候、 拝上万ミ申承度事と 大久保殿 九月廿七日 筆如此候也 至而 無事漸べ 帰 何レ来九月十二三日 朝と存候条、速ニ 不取敢 具視

定而 尚る御帰国早ペヨリ **令遙察候**、 種き御配慮と千万 万可期拝上、 早多以上、

七五



 $(16.0 \times 48.0)$ 

出頭と存候、午前者 是非明日ハ二時比迄 中置度事有之候間、 頻り二 切迫論有之候 と存候、〇今夕西郷方江 行向候所、 少さ早く御咄し 朝鮮事件

申合十分尽力可仕 何も拝承、尚條公 御申越不浅忝存候、 御細書深御思慮 只今帰宅之所懇う

大久保殿 九卅

御他出ニ而よろしく候、 早る以上、 具視

来人有之麁答

御断申入候也、

-77-

申上置候、草さ頓首、 も神田等主謀と相考へ も神田等主謀と相考へ

民撰議院家二而 頻一呈申候、神田孝平、

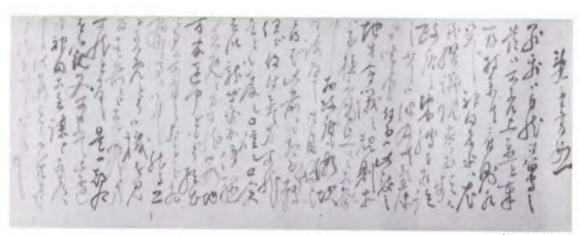
東縛を

存持参仕候二付、

則相

尤

可差上置と

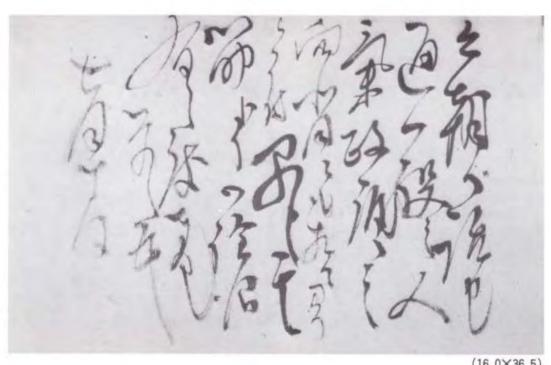


 $(19.0 \times 62.0)$ 

別紙

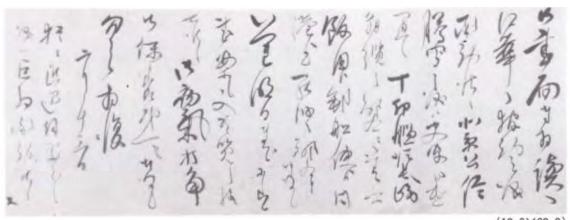
自然御留守之

候得ば、 ハ至極不満足ニな地方会議之規則等 を以新聞紙屋傍聴 软とも奉存候○種ミロ 任被仰付置候方可 御誘導之御目的ニも 可然と奉存候、 被差免候方可然段、 も御座候由 候事も可有之软と被相 方官連中どもより願出 差免候よりハ 候事も御座候、 至極不満足二 被相察 其前二 於政府も漸次 此前ニも却而 波及仕候気味 被差免候方 付而ハ此度之 是ハ都合 機を見 然る上 然 地 実 転



(16.0×36.5)

向背ニも 相かゝわり 有之度奉存候、 筋より御詮議 候二付、早ら其 気政府へ之 今朝御話申候 七月十日 草含頓首、 一般之人



(18.0×68.0)

置候、

丁卯艦従長崎

騰写之儀ハ史官へ申遣承知仕候、北京公信で、北京公信で、北京公信で、北京公信で、北京公信で、北京公信では、北京公信では、北京公信では、北京公信では、北京公司では、北京の東西の東西の東京の東京の東京の東京の東

解纜之都合ニ 御座候へハ、 港迄罷越候都合と 奉存候、 いつれ明日までには いつれ明日までには 事案も入貴覧候様 可仕候、御病気折角 可仕候、御病気折角 二月十三日 二月十三日

ハ巨細承知仕候、